

Ⅱ 男女共同参画社会の実現をめざす教育の基本的な考え方

基本的視点 1

個人の尊重

- 社会的性別（ジェンダー）に気づき、性別による役割分担意識を見直す。
- 性別にかかわらず個性や能力を伸ばす教育を推進する。

基本的視点 2

男女の平等

- 男女共に生きる力としての生活的、経済的、精神的自立を促す。
- 性別による偏見や性差別に気づき、解消していくことするための知識や技能、態度を育てる。

基本的視点 3

男女の相互理解と協働

- 男女は、学校や家庭、地域、職場等に対等に参画し、相互理解のもとに協働する。
- 男女は、共に義務と責任を負う。

人権尊重を基盤とし、三つの基本的視点を踏まえながら、
男女共同参画社会の実現をめざす教育を総合的かつ計画的に推進する。

学校教育の充実

- 子ども一人一人の個性や能力を伸ばす指導を充実する。
- 生命尊重を基盤とした教育の充実
- 幼児教育の充実
- 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間での取組の充実
- 効果的な学習教材の開発・作成
- 多様な選択を可能にする職業観・勤労観の育成
- 「隠れたカリキュラム」の気づきと学習環境（学校・学級）の見直し

社会教育の充実

- 生涯学習の視点に立つて、幼児期から高齢期に至るそれぞれのライフステージに応じた多様な学習活動を展開する。
- ライフステージに応じた学習機会の充実
 - ・ 年齢層に応じた学習
 - ・ 生活空間に応じた学習
- 学習意欲を高める学習方法の工夫
- 主体的・能動的に参加する学習プログラムの開発

管理職・指導者の人権意識の高揚

- 幼児教育・学校教育・社会教育における男女共同参画社会の実現に向けた研修機会の充実を図る。
- 管理職・指導者の人権意識の高揚
- 研修内容及び研修体制の充実
- 教育の推進体制の充実

1 基本的視点

(1) 個人の尊重

- 「社会的性別」(ジェンダー)に気づき、性別による役割分担意識を見直す。
- 性別にかかわらず個性や能力を伸ばす教育を推進する。

人間には、生物学的性別(セックス)がある一方、社会通念や慣習の中には社会によって形成された「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー)^{*}といいます。この社会的性別を普遍的・固定的なものと考えてしまうことによって、男女格差や性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合があります。

例えば、平成17年(2005年)兵庫県家庭問題研究所「男女共同参画社会づくりについての意識と実態に関する調査研究報告書」(図1、2)によると、女の子には「家庭を大事にする人」「素直な人」、男の子には「責任感のある人」「経済力のある人」などが強く求められており、性別による「子どもに期待する人間像」に偏りが見られます。

図1 子どもに期待する人間像
【女の子に求めること】

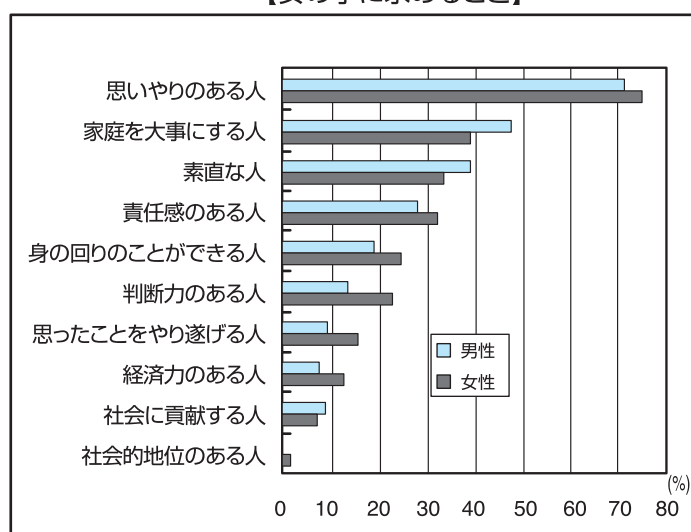
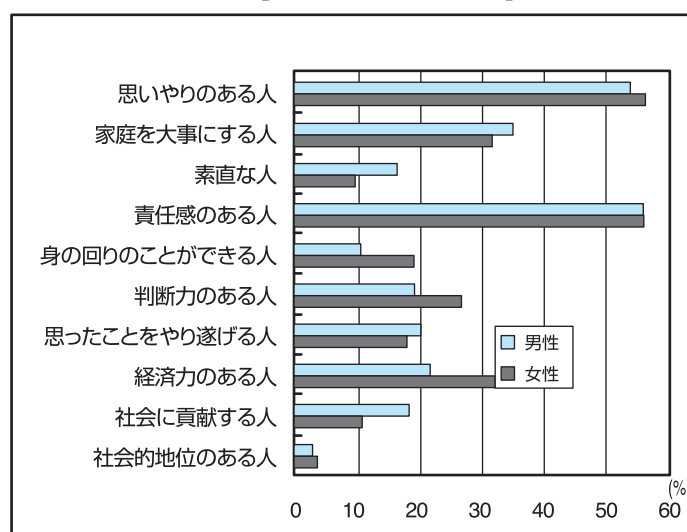


図2 子どもに期待する人間像
【男の子に求めること】



資料:兵庫県家庭問題研究所「男女共同参画社会づくりについての意識と実態に関する調査研究報告書」平成17年(2005年)

このような大人社会の性別による固定的なものの見方や考え方は、知らず知らずのうちに子どもたちにまで影響を及ぼし、ともすると、男女それぞれの社会活動の範囲を狭め、「男のくせに～」「女のくせに～」といった偏見や男女格差、あるいは、性差別を生み出すこともあります。そのため、一人一人が尊重される社会をつくるためには、性別による固定的な役割分担意識に気づき、見直すことが求められます。

また、子どもたち一人一人が能力を十分発揮し、自己の資質や能力の基礎を培うためには、お互いに尊重し、認め合い、共に生きることができる教育環境が必要です。現在、学校教育においては、名簿などを男女混合化する取組が推進されていますが、今後は、それにとどまらず、「隠れたカリキュラム」^{*}等、学校生活全体の中で子どもたちを取り巻く教育環境を見直し、一つ一つ改善していくことが大切です。

(2) 男女の平等

- 男女共に生きる力としての生活的、経済的、精神的自立を促す。
- 性別による偏見や性差別に気づき、解消していこうとするための知識や技能、態度を育てる。

男女が平等であるためには、まず、それぞれが人間として独り立ちするということを第一に考えなければなりません。つまり、男女共に生きる力としての生活的、経済的、精神的自立を兼ね備える必要があります。

平成17年(2005年)兵庫県家庭問題研究所「男女共同参画社会づくりについての意識と実態に関する調査研究報告書」(図3、4)によると、女性の「自立の程度」は、平成11年(1999年)よりも平成16年(2004年)の方が進んでいます。しかし、女性が男性に比べて「自立できている」と回答した割合が多い項目は、「身の回りのこと」だけです。「経済的自立」について「できている」と回答した割合は、男性が59.9%であるのに対して、女性は21.3%にすぎません。また、「自分の考えで行動」や「自分の考えを表現」についても女性の方が低いことから、「精神的自立」も女性に求められています。一方、男性は「身の回りのこと」についての自立は増加しているとはいえ、「できている」と回答したのは34.2%にとどまっています。今後、男性は「身の回りのこと」である「生活的自立」に関して、女性は「自分の考えで行動」「自分の考えを表現」である「精神的自立」や「経済的自立」に関して、より高めていくような環境を整えていく必要があります。

図3 自立の程度 (女性)

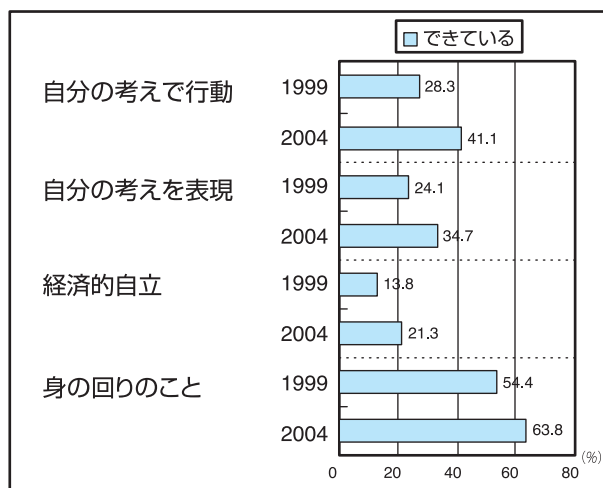
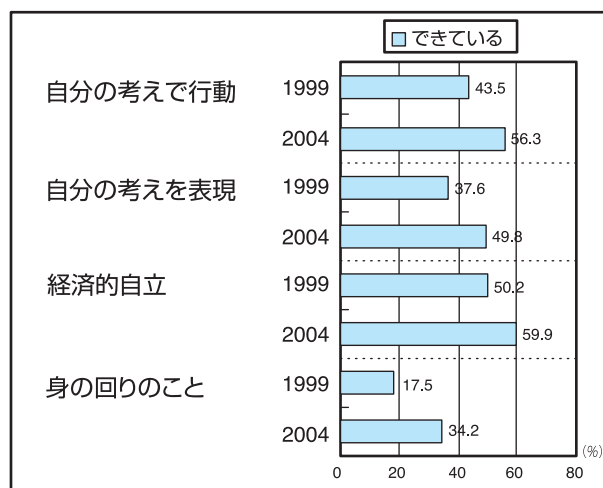


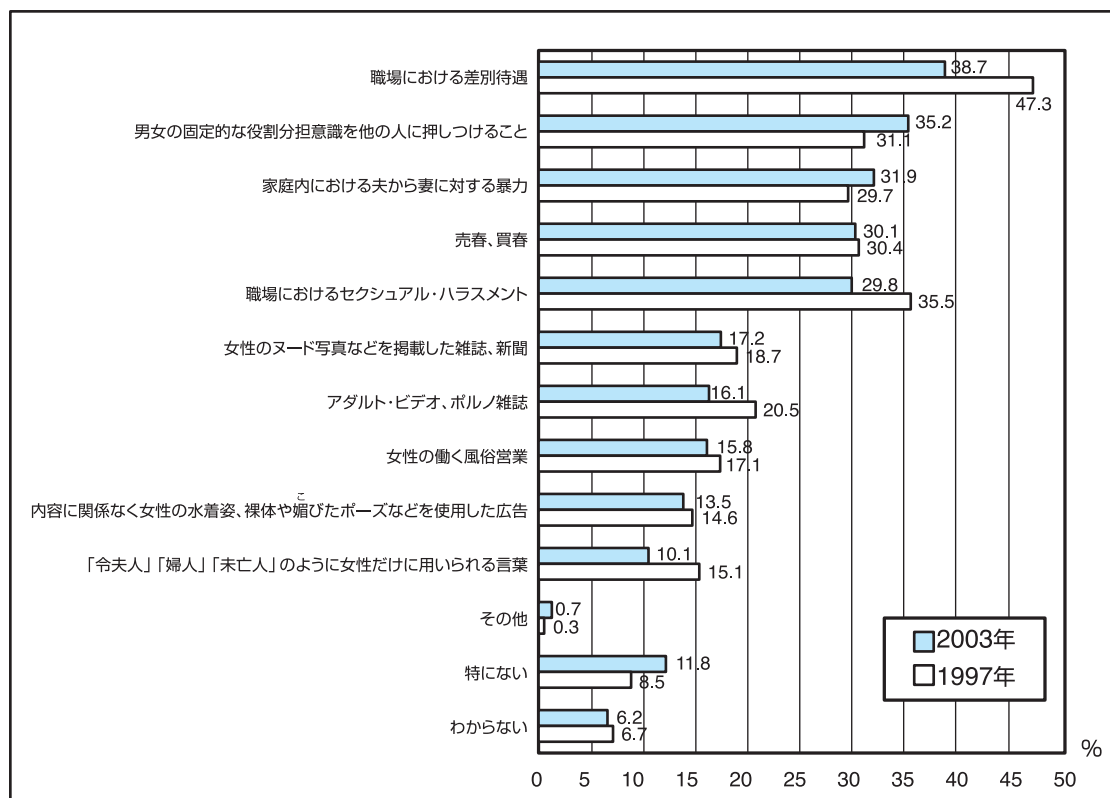
図4 自立の程度 (男性)



資料:兵庫県家庭問題研究所「男女共同参画社会づくりについての意識と実態に関する調査研究報告書」
平成17年(2005年)

また、平成15年(2003年)内閣府「人権擁護に関する世論調査」(図5)によると、女性に関する人権上の問題点として、「職場における差別待遇」「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつけること」「家庭内における夫から妻に対する暴力」が上位にあがっています。「職場における差別待遇」は、平成9年(1997年)よりも平成15年(2003年)の方が減っているものの大きな課題となっています。「男女の固定的な役割分担意識を他の人に押しつけること」「家庭内における夫から妻に対する暴力」については増加傾向にあり、重要な人権問題になっています。

図5 女性に関する人権の問題点(全国)



資料:内閣府「人権擁護に関する世論調査」平成15年(2003年)

男性の自殺者は女性の倍以上で、その原因の約30%は「経済・生活問題」です。また、平成17年(2005年)兵庫県「男女共同参画社会づくりについての意識と実態に関する調査研究報告書」(図1、2)の「子どもに期待する人間像」からも、男性は子どもの頃から責任感を求め続けられ、男性においても固定的な社会的規範等に縛られていることが問題です。

これらの人権問題を解決するためには、性別による偏見や性差別に気づき、それを解消していこうとするための知識や技能、態度を育てることが必要です。

(3) 男女の相互理解と協働

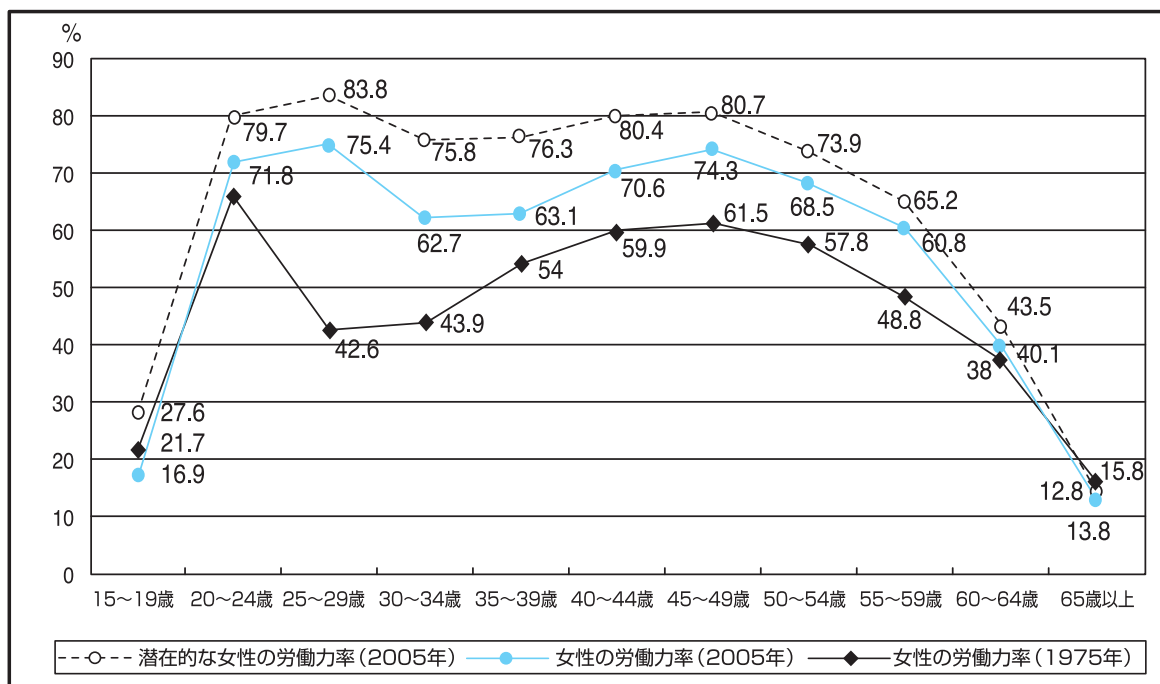
- 男女は、学校や家庭、地域、職場等に対等に参画し、相互理解のもとに協働する。
- 男女は、共に義務と責任を負う。

男女は社会の対等な構成員として、個性を認め合い、協力して社会を支えていくことが必要です。また、生き方が多様化する中では、学校や家庭、地域、職場等において、男女がそれぞれの責任を担い、社会がそれを支援していくことが重要となっています。

平成17年(2005年)総務省「労働力調査」の「年齢階層別女性の労働力率」(図6)によると、「女性の労働力率」は、結婚、出産、子育て期に低下しM字型^{*}になりますが、「潜在的な女性の労働力率」を見るとM字型のくぼみは小さくなっており、就職希望はあるものの実現できていない状況があります。このことから、学校や家庭、地域、職場等における男女共同参画社会への取組を進め、男女が相互に協力しながら、家庭や地域等での生活に参画できるような基盤を整備していくことが重要です。

また、年齢層や生活空間等のライフステージに応じて、性別による固定的な役割分担を見直しながら、男女が共に義務と責任を負うことが大切です。

図6 年齢階層別女性の労働力率



資料:総務省「労働力調査」平成17年(2005年)

2 学校教育の充実

学校教育においては、幼児期からの発達段階を踏まえ、教育活動全体を通じて、性別にもとづく固定的な役割分担意識を見直し、生命や個性の尊重を基盤とした男女平等・男女共同参画の見方や考え方を形成する教育の充実を図る必要があります。

(1) 生命尊重を基盤とした教育の充実

生命あるものすべてをかけがえのないものとして尊重し、大切に生命尊重の精神を基盤として、自分が一人で生きているのではなく、他者と共に生きているという相手の心や体に対する思いやりの心を培うことが重要です。そのため、学校教育においては、生命の尊厳や人権尊重の精神を重視しつつ、幼児期からの発達段階を踏まえ、保護者や地域の理解と協力を得ながら、組織的かつ計画的に推進していく必要があります。

(2) 幼児教育の充実

幼児教育は、幼稚園等施設と家庭・地域の三者が連携し、バランスを保ちながら幼児の日々の生活の連続性及び発達や学びの連続性を確保すること、そして、その成果を円滑に小学校へとつないでいくことが重要です。男女共同参画についても、幼稚園等施設の教育を通じた学びを小学校以上の学習へつなげていく必要があります。

特に、幼児教育では、指導者のかかわり方が、幼児の成長に大きな影響を及ぼします。幼児にとって、幼稚園等施設は初めての集団生活の場であり、さまざまな人々と出会う場です。そこでは、指導者との信頼関係を基盤に、他の幼児とのかかわりを深めていきます。そのため、幼児一人一人の良さが発揮でき、認められる場である環境が大切であるとともに、それぞれの違いを認め、内面にある芽生えを理解し、個に応じた指導が求められます。

(3) 各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間での取組の充実

小・中・高等学校においては、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、教育活動全体を通じて総合的かつ計画的に取り組む必要があります。

また、「環境体験事業」「自然学校」「トライやる・ウィーク」「高校生地域貢献事業ートライやる・ワーカー」「高校生就業体験事業ーインターンシップ推進プランー」やボランティア活動などの体験活動を生かし、男女共同参画の視点から体験的に学ぶことも必要です。

ア(総則)

【小学校・中学校 総合的な学習の時間の取扱い】

「(略)問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすること。」

【高等学校 総合的な学習の時間】

「(略)問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにすること。」

イ(生活)

【小学校】

「家庭生活を支えている家族のことや自分でできることなどについて考え、自分の役割を積極的に果たす(略)」

ウ(社会、公民)

【小学校・社会】

「日本国憲法は、(中略)国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めている。」

【中学校・社会(公民的分野)】

「現在の家族制度における個人の尊厳と両性の本質的平等、社会生活における取決めの重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。」

【高等学校・公民(現代社会)】

「職業生活、社会参加については、男女が対等な構成員であることに留意してふれること。」

エ(家庭、技術・家庭)

【小学校・家庭】

「家族の一員として生活を工夫しようとする実践的な態度を育てる。」

【中学校・家庭】

「家庭や家族の基本的な機能を知り、家族関係をよりよくする方法を考えること。」

【高等学校・家庭】

「(略)男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性について認識させる。」「(略)青年期の課題である自立や男女の平等と相互の協力などについて認識させる。」

「(略)男女が協力して家庭を築くことの意義と家族や家庭生活の在り方について考えさせる。」

オ(道徳)

【小学校】

「互いに信頼し、学びあって友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。」

【中学校】

「男女は互いに異性についての正しい理解を深め、相手の人格を尊重する。」

カ(特別活動)

【小学校・学級活動】

「望ましい人間関係の育成、(中略)心身ともに健康で安全な生活態度の形式」

【中学校・学級活動】

「自己及び他者の個性の理解と尊重、社会の一員としての自覚と責任、男女相互の理解と協力、望ましい人間関係の確立」

【高等学校・ホームルーム活動】

「自己及び他者の個性の理解と尊重、社会生活における役割の自覚と自己責任、男女相互の理解と協力、コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立」

(4) 効果的な学習教材の開発・作成

県教育委員会の『ほほえみ』『きらめき』『HUMAN RIGHTS』や、市町教育委員会が作成した人権教育資料を活用するとともに、各学校で地域や児童生徒の実態に応じて、独自に教材開発を進めることが大切です。また、セクシュアル・ハラスメント^{*}やドメスティック・バイオレンス^{*}等の新たな課題は、人権問題としての認識が十分だったとは言えない状況があります。そのため、このような新たな人権課題に関する教材を開発・作成することも求められています。

(5) 多様な選択を可能にする職業観・勤労観の育成

自らが職業を選択し、生計を立てる機会を得ることは、男女共同参画社会の実現をめざすために極めて重要な意味をもっています。そのため、児童生徒の発達段階に応じて、職業や勤労に対する考え方をはぐくむとともに、将来の生き方を考え、夢や希望を持って自己実現を図るように指導・援助する必要があります。

さらに、平成18年(2006年)に改正された「男女雇用機会均等法」等の男女共同参画に関する法律や指針等の趣旨や内容についての理解を深めながら、男女共同参画の視点から職業観・勤労観をはぐくむ必要があります。

(6) 「隠れたカリキュラム」の気づきと学習環境(学校・学級)の見直し

学校においては、性別による区別が必要でない場合でも安易に性別で区別している場合があります。たとえば、男子には委員長、女子には副委員長といったクラスの役割分担、女子には優しく、男子には厳しく叱るなどがあげられます。このように、教育する側が意図する、しないにかかわらず、学校生活を営む中で、児童生徒自らが学びとっていく全ての事柄のことを「隠れたカリキュラム」と言います。学校や学級の「隠れたカリキュラム」は、それらの場の在り方や雰囲気によって構成され、また、それによって起こる不必要な性による区別は、「個人の違い」や「男女の共通性」よりも「性による違い」を強調することになり、児童生徒に偏った見方を意識づけることになります。そこで、男女平等の視点に立って「隠れたカリキュラム」の点検を進めるとともに、日々の教育活動に何が必要で、何が不必要であるかを改めて見直す必要があります。

また、学校や学級は、男女平等の考え方が行き渡っている環境であることが求められます。とりわけ、教職員の人権感覚や人権意識は、児童生徒にとっての重要な学習環境であるため、日常の教育活動の中で点検し、見直すことが必要です。

さらに、情報があふれる今日、メディアは人々の意識や行動に大きな影響を及ぼしています。女性の参画する姿が広く伝達されるというプラス面だけでなく、性別による固定的な意識に基づくステレオタイプの男女像や女性を性的な対象としてのみ強調した内容の情報が伝達されるというマイナス面もあります。そのため、受け手側が情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力(メディア・リテラシー)を身につけていくことが必要です。

3 社会教育の充実

現在、社会教育においては、公民館等における研修会や体験学習会など、さまざまな取組が行われています。

しかし、学習者のニーズに応じた内容や、必要な情報が得られにくいなど、学習意欲があっても適切な学習機会に恵まれない人々も多いことが課題となっています。また、具体的な育児や介護の在り方について、十分な知識や技能が身についておらず、学習する機会も少ないという状況があります。そこで、男女共同参画社会の実現をめざし、ライフステージに応じた年齢層（幼児期、青少年期、成人期、高齢期）や生活空間（家庭、地域、職場等）に応じた学習機会の充実、自らの課題を解決する資質や能力等を高める取組が必要です。さらに、家庭や地域、職場、学校が連携し、共に男女共同参画社会の実現に向けて取り組む必要があります。

(1) ライフステージに応じた学習機会の充実

ア 年齢層に応じた学習

(ア) 幼児期

幼児期は、周囲の大人や友だちなどとの温かいふれあいや様々な体験を通して、自己の存在感や充実感を味わいながら、自他を大切にしようとする気持ちが生まれます。この時期には、さまざまな体験活動を通して、子どもが、かけがえのない生命や生命のつながりに気づき、生きることの素晴らしさや喜びを実感させることが求められます。また、子どもが性別による固定的な役割分担意識や偏見にとらわれることのないよう、周囲の大人が十分配慮しなければなりません。

(イ) 青少年期

青少年期は、男女が互いに認め合い、共生していくために自ら課題を見つけ、自らを律しつつ他人と協調して、思いやる心や感動する心など、豊かな人間性を培い、人間関係を広げていく時期です。そこで、ボランティア活動等の社会参加の体験を通して達成感や成就感を得ながら、自尊感情を高めたり、自己表現等の訓練によって、自分も他人も大切にしたい自己表現力を向上させたりして、コミュニケーション能力を身につけていくことが求められます。

(ウ) 成人期

成人期は、男女が相互に協力して、家族の一員として役割を果たすとともに、仕事においても自らの責任を負うことが求められる時期です。ところが、仕事が生活の中心となっている男性は、家庭生活に参加・参画しにくい状況が見られます。そこで、男女共に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*}」についての意識を向上させるとともに、男女共同参画社会の理念の大切さについて自らが学ぶ機会が求められます。また、さまざまな学習会に参加し、日常の言動を振り返り、無意識のうちに性別による固定的な役割分担や偏見にとらわれていないかを自己点検をすることが必要です。

(I) 高齢期

高齢期は、育ってきた時代や社会環境により、無意識のうちに性別による固定的な役割分担にとらわれていることが少なくありません。今後は、余暇を利用したさまざまなサークル活動等に参加したり、趣味を通じて人間関係を広げたりする活動を通して、性差別や性別による役割分担意識に気づき、それらを見直し、男女が対等な立場で活動できるようにする必要があります。

イ 生活空間に応じた学習

(ア) 家庭での学習

家庭においては、男女共同参画社会の視点に立って、一人一人の子どもの個性や能力を伸ばすことが大切です。大人に性別による固定的な役割分担意識がある場合、それが子どもに影響し、偏見を生み出す原因となります。そこで、家庭内においては大人が、男女共同参画の視点に立って、自らの言動を振り返りながら、親子で話し合う機会が必要です。また、大人の「子どもに期待する人間像」の意識の中に性別による偏りがないか見直すことも必要です。

(イ) 地域での学習

自治会など地域活動の企画や方針決定への女性の参画は十分進んでいるとは言い難く、地域活動の中で男女の役割が決まっていることも多くあります。

そこで、男女が共に責任を分かち合い、協力して地域活動を進めていくためには、女性が参画しやすい環境をつくるとともに、女性自身の意識や意欲を高める学習機会が求められます。男女共同参画社会の実現をめざす地域づくりを進めていくためには、現在の社会制度や慣行を見直すことが重要な場合もあり、地域住民が十分に話し合い、共通理解のもとで取組を進めていくことが大切です。

(ウ) 職場での学習

職場研修を積極的に推進することで、「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」等への理解を深めながら、男女が共に仕事と家庭生活のバランスをとりながら、充実した生活を過ごそうとする意識を高めていくことが必要です。

企業におけるセクシュアル・ハラスメントをなくすためには、まず、管理職が性別による固定的な役割分担や偏見にとらわれていないかを点検する必要があります。また、職権（パワー）を背景に人権を侵害する言動で相手（部下など）に精神的な苦痛を与えるパワー・ハラスメント^{*}防止の研修なども、企業研修において取り組む必要があります。今後、男性の子育てや地域活動への積極的な参画のため、行政と企業が連携して仕事と生活の両立についての学習会を実施することが求められます。

(2) 学習意欲を高める学習方法の工夫

学習意欲を高めるためには、少人数での参加体験型学習を取り入れたり、参加者自身が企画段階から参画できるようにしたりするなど、学習方法を工夫することが求められます。また、新聞やテレビ等の報道をテーマにして話し合うなど、マスメディアを活用した学習方法の工夫も有効です。

また、NGO/NPO等関係機関・団体等との連携を生かした学習方法も効果的です。各地の「男女共同参画センター」等の関係機関やNPOでは、地域の実態を踏まえた参加意欲を高める学習方法を工夫しながら様々な研修会を実施しています。男女共同参画の学習会を企画する際に、「県立男女共同参画センター」等の機関と相互に連携することにより、充実した学習会を提供することができます。

(3) 主体的・能動的に参加する学習プログラムの開発

学習会を充実させるためには、その目的、対象、期待する成果等を十分に検討した上で学習プログラムを設定することが必要です。子育てや介護などの生活に密着した学習プログラムや、参加者の関心やニーズを踏まえた学習プログラム、ライフスタイルや価値観の多様化に応じた学習プログラムなどです。また、セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス(DV)が近年大きな問題となっています。これらが、重大な人権侵害であるという認識をもち、自らの言動が無意識のうちにセクシュアル・ハラスメント等になっていないか見直すことのできる学習プログラムの開発も必要です。

4 管理職・指導者の人権意識の高揚

男女共同参画社会の実現に向けた教育は、全ての教育の基本であり、教育活動全体を通じて、創意工夫しながら取り組まなければなりません。この教育の推進にあたっては、まず、管理職・指導者が男女共同参画の理念を十分に認識することが肝要です。

(1) 管理職・指導者の人権意識の高揚

管理職・指導者自らの生き方や男女共同参画に対する考え方は、学習者に大きな影響を与えます。そのため、管理職・指導者自身が男女共同参画の視点に立って、自らの生き方や考え方について見直すことが必要です。そして、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮し、協働することができるように、お互いの人権を尊重した言動が求められます。

また、身の回りにある何気ない性別にとらわれた区別や上下関係、性別による固定的な役割分担意識、女性の人格を軽視する意識や言動等に気づき、それらを見直していくことも必要です。

さらに、教育は次の世代にも影響を及ぼします。管理職・指導者や大人の意識が高まることによって、男女共同参画社会に対する正しい認識を持った世代を生み出すことにつながります。

(2) 研修内容及び研修体制の充実

授業や事業の実践にあたって、不必要に男女を区分していないか、性別による固定的な役割分担意識に基づくメッセージが含まれていないかなど、日常的な言動を率直に話し合える機会や研修会を設定するなど、研修体制の充実が必要です。

また県下では、県立男女共同参画センター、県立嬉野台生涯教育センター、(財)兵庫県人権啓発協会及び市町で実施されている研修会等に参加するとともに、その成果をそれぞれの場所での研修に活用することも大切です。

(3) 教育の推進体制の充実

男女共同参画社会の実現をめざす教育を推進するには、管理職・指導者自身が人権意識の高揚に努め、リーダーシップを発揮し、推進体制の整備、目標設定、計画の作成、研修内容の選定などを組織的かつ継続的に行うことが重要です。そのため、地域や学校、児童生徒の実態を踏まえた上で、男女共同参画にかかる課題解決に向けての展望を明らかにする必要があります。さらに、研修体制や研修内容等について、人権尊重の視点から評価することが必要です。このような組織としての取組を積み上げることが、男女が互いに人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、その個性や能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現につながります。

